

選ばれる地域No.1 代理店づくり!

～営業戦略編～

セブンスターズコンサルティング株式会社

代表取締役 佐々木 篤史

平野 芳生

34

2号 ブロマイド

ランチエスター一般代理店、情報提供型の積算実務を基にした頃用型セールス・キット研修の3つのモデルを基に併用ノルム共通代理店、営業パーソン向けに「売れて続ける仕組みづくり」の営業力強化支援コンサルタントとして活動中。独立行政法人中小企業基盤整備機構 営業支援ダイレクター NPO法人ランチエスター協会会員インストラクター、般社団法人 地域活性化支援機構専門家、NPO法人 リスクマネジャー & コンサルタント経営 シニアコンサルタント。<https://sevenstars-consulting.com/>

【一般的なABC分析】

自社の売上高(収入保険料)などの重要度によってABCの3段階で分類(単位:千円)

顧客名	売上高	構成比	比累計	区分付け
1 SSC(株)	2,400	40.0%	40.0%	A
2 MPI(株)	1,900	31.7%	71.7%	A
3 OGB(株)	900	15.0%	86.7%	B
4 SBJ(株)	650	10.8%	97.5%	B
5 TPD(株)	150	2.5%	100%	C
合計	6,000	100%	100%	—

【ランチエスター式ABC分析】

拠点余地(総需要)、自社と競合他社のシェアの要素を反映(単位:千円)

顧客名	需要	構成比	比累計	売上高	客内シェア	取引状況	区分付け
3 OGB(株)	12,000	52.1%	52.1%	900	7.5%	c	A
1 SSC(株)	5,000	21.7%	73.8%	2,400	48.0%	a	B
2 MPI(株)	3,000	13.0%	86.9%	1,900	63.3%	a	B
4 SBJ(株)	2,000	8.8%	95.6%	650	32.5%	b	B
5 TPD(株)	1,000	4.4%	100.0%	150	15.0%	c	C
合計	23,000	100%	—	6,000	—	—	—

ランチエスター式ABC分析を行うと、ラージABC×スマートabc

顧客名	一般的なABC分析	ランチエスター式ABC分析
1 SSC(株)	A	B a (SSC(株))
2 MPI(株)	A	B a (MPI(株))
3 OGB(株)	B	A c (OGB(株))
4 SBJ(株)	B	B b (SBJ(株))
5 TPD(株)	C	C c (TPD(株))

ランチエスター式ABC分析では、顧客の総需要を規模別にラージABCで区分付けし、自社の客内シェアを規模別スマートabcで区分付けするため、上記のようになります。

被相続人が負担する保険料等 保険料免除、振替貸付はどうなる?!

Q 先日、病気入院中の父が亡くなりました。生前、父は、母を契約者、自身を被保険者、死亡保険金受取人を私とする生命保険に加入していました。その保険料負担は基本的に父が行っていましたが、病気入院中に保険料の払い込みが滞つたために、振替貸付により保険料払い込みを行いました。保険金の課税関係は保険料負担者と保険金受取人の関係により決定されると聞きましたが、どのように保険契約者となる保険料負担者がいるにもかかわらず、保険期間の途中で振替貸付を行った場合の保険料支払者をどう考えればよいのでしょうか。

■免除部分は負担した保険料に含めず

A みなしご相続財産とされる保険金、生命保険契約に関する権利および保険期間付き定期金給付契約に関する権利が相続または遺贈により取得したものとみなされて相続税が課税される場合において、それぞれの金額のうち被相続人(死んだ人)から相続または遺贈によって取得したものとみなされる部分の金額は、被相続人が死亡した時までに払い込まれた金額のうちの被相続人が負担した保険料の割合によることになります。また、これにより他の課税関係も決まります。

ところで、保険期間中には何らかの理由で保険料の払込免除を受けたり、振替貸付を受けたりするといったこともあります。そうしたケースで冒頭のような保険金等を取得した場合、被相続人が負担した保険料の金額をどう捉えるかが問題となってきます。ご質問は、保険料負担者であった父親の事情により契約者である母親が振替貸付を受け、その後ご質問者が保険金を取得しています。

こうしたケースでの被相続人が負担した保険料の捉え

前回から、ランチエスター式のABC分析&管理について解説をしておりましたが、今回は分析事例を明示しながら、より詳細について解説いたしました。ランチエスター式のABC分析&管理では、顧客の総需要を規模別に区分付けする。「A」、需要の70%を占める→「B」、需要の25%を占める→「C」、需要の5%を占める→「D」、需要の1%を占める→「E」。このように方針を明確にシエニアアップの作戦が可能になりました。

上記のような方針でメリハリを付ければ良いのですが、ランチエスター式のABC分析&管理では、顧客の総需要を規模別に区分付けする。

次回も引き続きランチエスター式ABC分析&管理の詳細を解説します。

【ランチエスター式ABC分析】 ラージABC×スマートabc

区分	A	B	C
a	A a (SSC(株))	B a (MPI(株))	C a
b	A b (SBJ(株))	B b (SBJ(株))	C b
c	A c (OGB(株))	B c (OGB(株))	C c (TPD(株))
d	A d	B d	C d

知ってトクする 税務情報

1063

の払い込みがあった場合は未払保険料があった場合は、その振替貸付に係る部分の保険料または保険金から控除された未払保険料に係る部分の保険料は保険契約者が払い込んだものとしています。

振替貸付による保険料の払い込みとは、保険契約に定めた猶予期間中に保険料の払い込みがないときに、払い込むべき保険料とその利息の合計額が、その保険契約の解約返戻金額の超過をえない間は、何回でも保険会社は払い込むべき保険料相当額を保険契約者へ貸し付けて、保険契約を有効に継続させます。また、前述の猶予期間中に保険事故が発生した場合には、その期間の保険料はまだ振替貸付が行われていないので未払保険料となります。

振替貸付に係る部分の保険料については、その保険料相当額を保険契約者に貸し付けることによるので、保険契約者が払い込んだものとするものであり、未払保険料についても、これに準ずることとしているのです。

なお、分配を受ける剰余金をもって、相殺された保険料を誰が払い込んだかという問題がありますが、実際上は、分配を受ける剰余金を現金払いものと相殺されたものとの分けるのは困難であり、事実上すべて現金払いとしてみるを得ないと考えられます。そうすると、その部分の保険料は、期間対応でその期間の保険料を負担した者が払い込んだとみざるを得ないので、相基通3-13ではその取扱いが定められなかったのです。

また、相基通3-13の(注)では、いわゆる契約帳換制度により新たな生命保険契約に転換したものである場合における被相続人が負担した保険料には、既存の生命保険契約に基づいて被相続人が負担した保険料も含むことが注意的で定められています。